

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

| | |
|---|---------|
| 羽生外野栗橋線 | 路線名 |
| 加須市大越字八丁目八三五番三地先から 同市大越字八丁目八三五番三地先まで | 供用開始の区間 |
| 令和五年二月七日 | 供用開始の期日 |
| 令和四年九月九日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二五・〇〇メートル | 備考 |